

国土交通省
環境省 令第 号

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される第十七條及び第十八條並びに第二十二條第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法を定める省令を次のように定める。

平成十四年 月 日

国土交通大臣 林 寛子

環境大臣 大木 浩

自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法を定める
省令

（計画の提出）

第一条 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措

置法（以下「法」という。）第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される法第十七條の規定による計画の提出は、第一号から第五号までに掲げる事項及び第六号から第九号までに掲げる事項のうち特定事業者（法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される法第十八條に規定する特定事業者をいう。以下同じ。）が実施することとして選択した措置に係るものにつき定めた計画を提出することにより行わなければならない。

一 特定事業者の氏名又は名称及び特定自動車（法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される法第十七條に規定する特定自動車をいう。以下同じ。）の使用の本拠の位置の属する都道府県における主たる事業場の所在地

二 事業の概要

三 事業場別の特定自動車の状況

四 特定自動車に係る自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の排出量

五 前号に掲げる排出量の目標

六 特定自動車の低公害車等への代替に関する計画

七 特定自動車に対する排出ガス低減装置の装着に関する計画

八 特定自動車に係る適正運転の実施等に関する計画

九 特定自動車の走行量の削減のための措置に関する計画

2 前項第五号から第九号までに掲げる事項に係る目標年次は、三年から五年程度の将来の年次とする。

3 法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される法第十七條の規定による計画の提出は、特定事業者に該当することとなつた日から三月以内に、正本にその写し二通を添えてしなければならない。

(定期の報告)

第二條 法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される法第十八條の環境省令、国土交通省令で定める事項は、前年度における第一号及び第二号に掲げる事項並びに第三号から第六号までに掲げる事項のうち特定事業者が実施することとして選択した措置に係る事項とする。

一 事業場別の特定自動車の状況

二 特定自動車に係る自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の排出量

三 特定自動車の低公害車等への代替の状況

四 特定自動車に対する排出ガス低減装置の装着の状況

五 特定自動車に係る適正運転の実施等の状況

六 特定自動車の走行量の削減のための措置の状況

2 法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される法第十八條の規定による報告は、毎年六月三十日までに、正本にその写し二通を添えてしなければならない。

(立入検査の身分証明書)

第三條 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)の規定による自動車運送事業者又は貨物運送取扱事業法(平成元年法律第八十二号)の規定による第二種利用運送事業を営業者が特定事業者である場合における法第二十条第二項の証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

(環境大臣及び関係都道府県知事への通知)

第四條 法第二十二條第二項の規定による通知は、受理した計画又は報告について行うものとする。

(計画書等の経由)

第五條 法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される第十七條及び第十八條の規定に基づく計画

の提出及び報告は、それぞれ特定自動車の使用の本拠の位置を管轄する陸運支局長を経由して、地方運輸局長に行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十四年五月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日から二月以内に特定事業者に該当することとなる者については、第一条第三項中「特定事業者に該当することとなった日から三月以内」とあるのは「平成十四年九月三十日まで」と読み替えるものとする。

別記様式（第三条関係）

表

12センチメートル

		第 号
職名		
氏名		
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第20条第2項の規定による身分証明書		
		年 月 日 発行
		年 月 日 限り有効
地方運輸局長	印	

12センチメートル

裏

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法抜すい

第20条 都道府県知事は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者に対し、その業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第22条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による自動車運送事業者及び貨物運送取扱事業法（平成元年法律第82号）の規定による第二種利用運送事業を営業者に対する第16条から第19条まで及び第20条第1項の規定の適用については、第16条、第18条、第19条及び第20条第1項中「都道府県知事」とあり、並びに第17条中「当該特定自動車の使用の本拠の位置の属する都道府県の知事」とあるのは「国土交通大臣」と、同条及び第十八条中「主務省令」とあるのは「環境省令、国土交通省令」とする。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

二 第18条又は第20条第1項（これらの規定を第22条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第20条第1項（第22条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者